

グリース阻集器維持管理指針(案)

第 1. (趣 旨)

近年、本市において増加しつつある油脂による汚水本管の閉塞事故を未然に防ぐと同時にグリース阻集器(以下「阻集器」という。)設置事業者が阻集器の機能を十分理解し、適切な維持管理を実施することによって、もって市民の安全で衛生的な生活に寄与するために、ここに阻集器の維持管理指針を定める。

第 2. (阻集器の目的と機能)

阻集器とは、店舗等における厨房からの排水中に含まれるグリース(油脂分)が排水の流下にともない、配水管内面へ付着・冷却固形化して管径を縮小し、管を閉塞させることを防ぐための装置であり、その目的は油脂の

- (イ) 流下の阻止
- (ロ) 分離
- (ハ) 収集

であって、油脂等を分解・処理するための装置ではないことを十分認識する必要がある。また、平成 28 年の空気調和・衛生工学会の規格改定により既設阻集器の菌やエアレーション等を使用した曝気装置の追加設置が禁止されたことから、現在認定を受けていない阻集器に設置されているものについては撤去し、今後新しく設置するものについては、日本阻集器工業会の認定品に限り認めるものとする。

(1) グリース阻集器維持管理誓約書の提出

第 1 及び第 2 に掲げる目的を達成するためには、阻集器の日常における維持管理が重要であることから、阻集器設置事業者またはその設置を計画する事業者は、市に対し別紙様式 1 による「グリース阻集器維持管理誓約書」を提出しなければならない。

(2) グリース阻集器維持管理責任者の選定

阻集器設置事業者またはその設置を計画する事業者は、事業所における阻集器の維持管理について別紙様式 2 による責任者を定めて、市に届け出なけ

ればならない。

(3) グリース阻集器維持管理報告書の提出等

阻集器設置事業者またはその設置を計画する事業者は、事業所に設置される阻集器の維持管理状況を把握するために当該事業所の維持管理責任者に命じて別紙様式4によるグリース阻集器清掃点検簿を記録・保管させなければならない。また市の求めに応じて別紙様式3によるグリース阻集器維持管理報告書に別紙様式4を添付して提出しなければならない。(FAX可とする。)

(4) 市による阻集器の点検・指導等

市は事業所の業務に支障のない限りにおいて、阻集器の維持管理状況を確認するために市の係員(以下「下水道課係員」という。)を当該事業所に立入らせることができる。

下水道課係員が当該事業所の阻集器の維持管理状況について改善等が必要だとして指導を行った場合は、阻集器設置事業者または当該事業所の維持管理責任者は市に対し、維持管理改善報告書を提出し下水道課係員の確認を受けなければならない。

第3 (重点管路の選定)

市は過去に本管閉塞事故が発生した管路や阻集器設置事業所のうち、「洋食」「和食」「中華料理」「ラーメン、うどん・そば」等を提供する店舗の汚水が流入する管路を重点管路と定め、本管閉塞事故を未然に防ぐために年2回の定期パトロールを行う。

第4 (費用負担等)

本管閉塞事故により発生した浚渫等の工事費用は、原則として下水道法第18条をもって原因者の負担とする。

また、下水道課係員のパトロール等によって浚渫等の工事が必要と判断された場合の費用負担は、当該管路に汚水を流入させている事業者の阻集器の維持管理状況等を精査した結果を勘案し別に定めるものとする。